

新宿区教育委員会会議録

平成18年第2回定例会

平成18年2月3日

新宿区教育委員会

## 平成18年第2回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成18年2月3日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 4時20分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

### 出席者

#### 新宿区教育委員会

委 員 長	櫻 井 美 紀 子	委 員	熊 谷 洋 一
委 員	内 藤 頼 誼	委 員	木 島 富 士 雄
教 育 長	金 子 良 江		

#### 説明のため出席した者の職氏名

次 長	今 野 隆	中 央 図 書 館 長	小 柳 俊 彦
教 育 政 策 課 長	鴨 川 邦 洋	教 育 指 導 課 長	木 下 川 肇
学 校 運 営 課 長	杉 原 純	教 育 環 境 整 備 課 長	木 村 純 一
生 涯 学 習 振 興 課 長	赤 羽 憲 子	生 涯 学 習 財 団 担 当 課 長	小 野 寺 孝 次

### 書記

教 育 政 策 課 管 理 係 長	久 澄 聰 志	教 育 政 策 課 管 理 係 主 査	伊 丹 昌 広
教 育 政 策 課 管 理 係	岩 崎 鉄 次 郎		

## 議事日程

### 議案

- 日程第 1 議案第 3号 平成17年度新宿区一般会計補正予算(第7号)について
- 日程第 2 議案第 4号 平成17年度新宿区一般会計補正予算(第8号)について
- 日程第 3 議案第 5号 平成18年度新宿区一般会計予算について
- 日程第 4 議案第 6号 新宿区職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 7号 新宿区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 8号 新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 9号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第10号 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 9 議案第11号 新宿区立図書館設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第12号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第13号 「教育行政の推進にあたって」について

### 報告

- 1 「子どもの安全確保強化月間」実績報告について(教育政策課長)
- 2 新宿区幼児教育のあり方検討会の設置について(教育政策課長)
- 3 平成18年度学校選択制度による小学校補欠登録者の繰上げについて(学校運営課長)
- 4 平成18年度学校給食調理業務委託業者の選定結果について(学校運営課長)
- 5 平成17年度室内空气中化学物質濃度検査結果について(学校運営課長)
- 6 平成18年度新宿区立幼稚園学級編制について(学校運営課長)
- 7 西戸山地区中学校の適正配置の経過報告について(教育環境整備課長)
- 8 戸塚第二小学校校舎を活用した学童クラブ事業について(教育環境整備課長)
- 9 事業別行政コスト計算書について(学校運営課長・中央図書館長)
- 10 その他

開 会

櫻井委員長 ただいまから、平成18年新宿区教育委員会第2回定例会を開会いたします。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、内藤委員にお願いします。

議案第 3号 平成17年度新宿区一般会計補正予算(第7号)について

議案第 4号 平成17年度新宿区一般会計補正予算(第8号)について

議案第 5号 平成18年度新宿区一般会計予算について

櫻井委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 議案第3号 平成17年度新宿区一般会計補正予算(第7号)について」を議題といたします。

教育長 委員長。

櫻井委員長 教育長、お願いします。

教育長 「日程第1 議案第3号 平成17年度新宿区一般会計補正予算(第7号)について」、「日程第2 議案第4号 平成17年度新宿区一般会計補正予算(第8号)について」及び「日程第3 議案第5号 平成18年度新宿区一般会計予算について」は、平成18年第1回区議会定例会で審議を予定している案件で、区長の公正・円滑な区政執行を確保する観点から、非公開による審議をお願いいたしたいと思います。

櫻井委員長 ただいま、教育長から、非公開による報告の発議がありました。

「日程第1 議案第3号 平成17年度新宿区一般会計補正予算(第7号)について」、「日程第2 議案第4号 平成17年度新宿区一般会計補正予算(第8号)について」及び「日程第3 議案第5号 平成18年度新宿区一般会計予算について」を非公開により審議することに御異議ございませんでしょうか。

〔異議なしの発言〕

〔「日程第1 議案第3号 平成17年度新宿区一般会計補正予算(第7号)について」、「日程第2 議案第4号 平成17年度新宿区一般会計補正予算(第8号)について」、「日程第3 議案第5号 平成18年度新宿区一般会計予算について」は、非公開で行うことの議決があったため、別途議事録を調整する。〕

議案第 6 号 新宿区職員定数条例の一部を改正する条例について

櫻井委員長 では、次に「日程第 4 議案第 6 号 新宿区職員定数条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

では、議案の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 それでは、「議案第 6 号 新宿区職員定数条例の一部を改正する条例について」でございます。議案の概要もあわせてごらんいただきたいんですが、議案の概要に沿って御説明したいと思います。

今回の定数条例の改正につきましては、所要人員計画、財務会計・文書管理システム導入による定数の減、それから再任用職員の活用等により職員の定数を改めるものでございますが、内容といたしましては、教育委員会の事務局の職員、これは本庁ほか中央図書館の職員 172 名を、18 年度につきましては定数条例上は 176 名、4 名の増でございます。この主なものにつきましては、過員配置による増でございます。

それから 2 点目は教育委員会所管に属する学校の職員でございます。の方の学校の事務局の職員、これは用務主事等の、あるいは給食調理等の職員でございますが、250 人を 233 人、17 名の減でございます。これは、学校給食の調理業務を委託化することによるものが主な減でございます。それから幼稚園教諭等につきましては変わりません。

これが議案の鏡をめぐっていただきますと、条例改正の新旧対照表が出ております。その改正案の 3 番目、4 番目が改正後の定数でございます。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、教育委員会の意見を聴取する必要があるためでございます。

以上でございます。

櫻井委員長 説明が終わりました。御意見、御質問ございませんか。

よろしいですか。

御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第 6 号 新宿区職員定数条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 では、議案第 6 号は原案のとおり決定いたしました。

議案第 7号 新宿区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
について

櫻井委員長 次に「日程第5 議案第7号 新宿区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

では、議案の説明を教育政策課長からお願いします。

教育政策課長 それでは、「議案第7号 新宿区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について」御説明をいたします。議案の概要の方をごらんいただきたいと思います。

この議案の説明に入る前に、特殊勤務手当の今回の見直しでございますが、簡単にその考え方等について、経緯も含めて御説明をいたしたいと思います。

本件につきましては、一昨年、16年12月に、特殊勤務手当の見直しにつきましては職員組合に提案をいたしまして、17年度に継続協議になったものと、昨年17年12月、改めて追加提案という形で変則勤務手当の廃止の提案をしております。16年度に提案いたしましたのは、教育委員会の所管にかかわる養護学校勤務手当を含めます5手当、17年12月には変則勤務手当の廃止を提案しております。いずれも昨年12月に妥結をしております。

まず、変則勤務手当、いわゆるこちらの議案概要で言えば、一番目の変則勤務手当の廃止ということで、現在図書館勤務の職員が正規の勤務時間の終期が7時15分、あるいは8時15分となる勤務に従事したときに、1日につき340円、あるいは890円の手当を支給しておりますが、これらの変則勤務手当、図書館だけではございませんが、それについての考え方といたしまして、民間労働者の労働時間につきましてはさまざまでありまして、勤務時間帯が日によって一定しないこと自体が一般社会生活上、特殊または心身の負担が著しく困難な勤務とは言えなくなっていること。そして、一昨年のおおさか市役所の職員の厚遇問題がございましたが、それが発端といたしまして、昨年3月から4月にかけて新聞誌上等で厳しい問題提起が展開されたところでございます。これは、社会情勢とか世論の動向を踏まえまして、特殊勤務手当について新たな視点で見直す時期に来ているということで、昨年の変則勤務手当の見直しの追加提案ということになったわけでございます。

したがって、今申し上げましたとおり、この教育委員会所管にかかわる図書館勤務職員につきましては手当を廃止することになりまして、改正後につきましては手当を廃止ということで、経過措置として18年1年間につきましては半額の支給ということで、170円、440円を支給することになりました。今回の議案につきましては、教育委員会に

限って適用される手当のみの議案になっております。

もう1点は養護学校勤務手当の支給対象者の変更ということで、養護学校勤務職員が当該勤務に従事したときに、1日につき一律200円の手当が支給されているわけですが、改正後につきましては、養護学校に勤務し、常時児童及び生徒の看護業務に従事する職員が当該業務に従事したときに、1日につき200円の手当を支給するというので、これにつきましては看護師が主に支給されるということで、支給範囲を限定したものでございます。

施行日については18年4月1日ということで、提案理由につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を聴取する必要があるためでございます。

以上でございます。

櫻井委員長 説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

この経過措置というのはどういうことなんですか。

教育政策課長 現在、夜の7時15分まで勤務する職員については1日340円、それから8時15分まで勤務する職員には1日890円の手当が支給されているわけですが、これを条例上廃止するわけですけれども、1年間だけ、18年度だけ、1日につきその半額の170円と440円をそれぞれ支給するというので、19年度以降はまったくのゼロということに。そういった経過措置です。

櫻井委員長 ありがとうございます。

何かございませんか。よろしいですか。

では、御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第7号 新宿区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 では、議案第7号は原案のとおり決定いたしました。

議案第 8号 新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部を改正する条例について

櫻井委員長 次に「日程第6 議案第8号 新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

では、説明を教育政策課長からお願いします。

教育政策課長 それでは、「議案第8号 新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。議案の概要をごらんいただきたいと思えます。

これは、昨年の定例会でも幼稚園教育職員の関係で議案として御説明いたしました。地方自治法の改正によりまして、調整手当にかえまして新たに地域手当を導入することということで、この名称が「調整手当」から「地域手当」というふうに改められました。名称のみの改正でございます。以降は変更ございません。

議案の方を1枚めくっていただきますと、4条、5条、6条というふうに現行の「調整手当」が「地域手当」というふうな名称になったというようなことでございます。

以上でございます。

櫻井委員長 説明が終わりました。御意見、御質問ございますか。

これは、名称、文言ということで、よろしいですね。

それでは「議案第8号 新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 では、議案第8号は原案のとおり決定いたしました。

議案第 9号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 10号 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

櫻井委員長 次に「日程第7 議案第9号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」及び「日程第8 議案第10号 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」は関連する議案ですので一括して議題とし、1件ずつ採決をするということでよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 それでは「日程第7 議案第9号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」及び「日程第8 議案第10号 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」を一括して議題といたします。

では、議案の説明を教育政策課長からお願いします。



教育政策課長 それでは、議案第9号、10号議案について、続けて御説明をいたします。

第9号議案につきましては、新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

これにつきましては、議案書の方と議案概要の方をごらんいただきながら御説明してまいります。まず概要の方をごらんいただきたいと思っております。提案理由にも書いてございますが、特別区人事委員会の勧告に伴いまして、年功的な給与の上昇の抑制、それから職務・職責及び業績に基づく給与制度を実現するために、幼稚園教育職員給料表に関しまして、現在の1号給を4分割いたしまして、それとあわせて初号給等の廃止をいたします。そうした新給料表に改めるとともに、昇給方法、昇給停止年齢、枠外昇給制度を見直すほか、特別給に占める勤勉手当割合を引き上げる必要があるためでございますが、これは昨年12月の定例会で、給与改定の引き下げ等につきましては、議案として提出いたして議決をいただいたところでございます。その際に、給与制度の改革につきまして若干御説明しました。その中で触れた項目もございまして、今回、今申し上げましたさまざまな給与制度の改革につきまして、昨年末に職員組合との妥結が整いまして、その妥結に伴いまして今回条例改正案として提案したということでございます。

1枚めくっていただいて裏をごらんいただきたいと思っております。内容が多岐に細かくなりますので、御説明をしております。

まず、給料表の改定でございます。これは議案の方を5枚ほどめくっていただきたいと思っております。1番目は勤務実績を細かく反映できる給料表の構造に改めるということで、現行の号給を4分割するというものでございます。これをさらに3枚ほどめくっていただきますと、現行の給料表が出ております。ごらんいただいてわかりますように、現行は1、2、3級と、それから職務の級といたしまして3号給から始まっておりますが、この1級の3号給を見ていただくと、14万7,400円というふうになっております。これで3枚戻っていただきまして改正案の表をごらんいただきたいと思っております。別表第1の方でございますが、ここにきますと1級の1号というものが1から4までに分割されまして、14万7,400円から15万1,900円と4分割されています。こういった形の給料表になったということでございます。これが第1点目でございます。

それから、(2)の現在在職者がいないか、在職自体が極めて少ない初号等の号給を廃止するというところでございますが、これはまた現行の別表第1の方に戻っていただきたいと思っております。これの3級のところの1号給、2号給が28万3,400円、29万7,000円。ここに付きまし

ては廃止ということで、また先ほどの改正案の別表第1に戻っていきますと、3級の1号給、3の1号給につきましては31万600円というふうになっております。もう一度現行の方を見ていただきますと31万600円というのは3号給にあったものですが、これが繰り上がって初号と2号給が廃止になったということです。

その理由は、2級、いわゆる幼稚園教諭教頭職から、3級は幼稚園長の方ですが、幼稚園長に昇格いたしまして給料表が上がるときに、実態として28万あるいは29万7,000円にいく人がほとんどいないということから、この2つについては廃止したという内容でございます。

それから、大きな2点目、昇給方法の改正でございます。これは今回の給与改正でもポイントになって、組合とも議論になったところでございますが、勤務成績が適切に反映されるよう普通昇給と特別昇給を統合いたしまして、勤務成績に応じ昇給の区分に段階をつける昇給制度にするということとあわせて、評価時期と昇給時期を統一するといった内容になっております。現在、昇給に際しては、普通昇給と特別昇給がございます。普通昇給につきましては4月、7月、10月、1月と4期に分けております。特別昇給についてはそれぞれの期ごとに一たん評価をした上で、3パターン、3カ月短縮の場合には7月昇給の方は4月昇給になるということで、それぞれの昇給期にあわせて特別昇給を実施してはりましたが、その時期も4月1日にすべてあわせてやるということになります。

それから勤務成績に応じまして昇給の区分に段階をつけるという昇給制度、これは評定に基づく昇給ということになります。これがちょっと説明があるんですが、中身としましては、AからEランクまでに職員の勤務評定をいたしまして、昇給に際しての成績で区分をつけます。AからE段階。Aにつきましては極めて良好。Bにつきましては特に良好。Cにつきましては良好。Dにつきましてはやや良好でない。Eにつきましては良好でないというふうに5区分に分けて、それぞれ昇給の幅が違ってくるような仕組みでございます。

議案書の先ほどの改正案の別表第1、4枚ほどめくっていただきまして5枚目でございますが、ちょっと細かくなって恐縮ですが、例えば1の1号給で14万7,400円の方が評定の際にAをつけられたと。極めて良好ということであれば、この方は8号を限度に昇給できるということになっています。したがって、9号、16万400円まで上がるということになっています。これは各区で規則で上限は定めることになってはいますが、ここを上限に定めることができるというふうになっております。それからC、良好というふうに定められた人につきましては、1の5まで上がります。したがって15万3,400円。これが現行の定期昇給、12カ月上がるということになっています。先ほどのAランクにつきましては、12月短縮ということ

になりますので2号給上がってしまうと。そういった成績によって昇給の幅が違ってくるといふ昇給制度になってまいります。

Bというのも各区で定めることになっておりますが、先ほどのAの8号給上がって9になる、その下の15万8,600円にするか、あるいは15万5,900円にするか、その辺は各区で決めるということになっております。現在決まっておりますのは、Cの良好な部分、それからEで勤務成績の悪い方は昇給はなしということで、1年たっても14万7,400円ということになります。そういった成績に応じまして昇給の幅に差をつける昇給制度になってまいります。

ただ、これにつきましては、組合との妥結の中身では、2008年、平成20年度から実施ということになります。したがって当分は同じような形で昇給をしていくと。ただ、給料表を切り替えまして、特昇も4月1日で行っていくというような形になりますので。ただ、成績に応じまして昇給の区分に段階をつけるというのは2008年、平成20年度からということになります。

それから3番目の55歳昇給停止措置の廃止ということで、現在55歳で昇給は停止になるわけですが、ただ業績に連動する、今お話ししました2番目の昇給制度の中では、高齢層の職員の昇給に対しても勤務成績が適切に反映されるよう、55歳の昇給停止については廃止ということになります。ただ、55歳の昇給抑制措置を別途講じるということで、相変わらずそういった措置は講じるということです。これも具体的に御説明しますとちょっとややこしいんですが、先ほど言いましたように、例えば55歳以上についてはAランクの評定をされましても、そこから4号下がるということになります。したがって、先ほど言いました11の9から本来だったら1の9まで上がるんですが、55歳以上の人はそこから4号抑制ということで下がりますので、15万3,400円。したがってCの定期昇給と同じような格好になります。そういった形で、ただマイナスにはならないということですので、抑制措置が別途講じられるということです。

それから枠外昇給制度の廃止という点でございます。これにつきましては、職務・職責の違いを明確にするため、同一の職務の級に在職し続けても、最高号給を超えて昇給できる今の枠外昇給制度を廃止するということになっております。ただ、現在最高号給を超える方がいらっしゃいますので、そういった在職の実態を踏まえて号給をふやしております。これは現行と改正案ではふえておりますので、そういったところで現状を拾ったということでございます。

それから5点目は、特別給に占める勤勉手当割合の引き上げということでございます。能

力・業績主義をより一層推進するため、一般職員の勤勉手当の支給割合に成績率を導入することに連動いたしまして、特別給における勤勉手当の割合を引き上げるといった内容でございますが、この勤勉手当の、今管理職員には勤勉手当の成績率が導入されておりますが、一般職員にも導入するという前提で、この割合を引き上げるものでございますが、この成績率の導入に関しましても、一般職員に関しましては2008年、平成20年度から導入するということになっております。この辺は規則で定まっておりますが、条例本則では勤勉手当の割合を引き上げるとというのが今回の提案内容になっております。

中身は一般職員につきましては6月期の期末手当を0.05引き下げまして1.06にいたしまして、勤勉手当を6月期の0.425を引き上げまして0.475というふうにいたしまして、計、勤勉手当につきましては0.90から0.95月になるということで、全体の期末勤勉の合計に合わせました合計の4.45月に対する勤勉手当の占める割合が20.2%から21.3%になるという内容です。

管理職員につきましては、0.2ふやしまして、計のところをごらんいただくとわかりますように1.85をふやしております。全体4.45月に占める割合としましては、37.1%から41.6%にふえるということでございます。

それから、再任用管理職員は現状いません。新宿区には存在しませんので、一応省略させていただきます。

それから新給料表への切り替え、先ほどごらんいただきました新しい改正案の給料表には切り替えにつきましては、職務の級、旧号給、旧号給を受けていた期間に応じて定めていくというもので、これはお手元の先ほどの現行のところの後ろについておりますが、附則の別表でございます。職務の級というのが1級であれば、この9号給というのが例えば3を見ていただきますと、要するに前回の昇給を受けて、例えば1月1日で昇給された方は3カ月たつこととなりますので3カ月以上6カ月未満。そうしますと、新しい給料は1級の2号給ということで、それを新しい別表の現行で見ていただくと、1の2というのが14万8,900円というふうになりますので、そういった形で全職員の給料表を切り替えていくというものでございます。

それから7番目は55歳昇給停止の経過措置の廃止ということで、現在も55歳に昇給停止ということで、57歳、58歳を含めまして今経過措置が続いておりますが、これについては廃止をするというものでございます。

施行日につきましては、18年4月1日ということで提案理由といたしましては、先ほど読み上げました議案概要と同じでございます。

引き続きまして、「議案第10号 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」について御説明をいたします。

議案第10号につきましては、議案の概要の方をごらんいただきたいと思います。これは、幼稚園の教育職員の給与に関する条例の一部改正によりまして、平成18年3月期に勤勉手当を支給する特例措置をとることになります。通常、勤勉手当については6月期と12月期だけでございますので、今回特例措置として3月に支給いたしますので、そのための規則を特例で定めるというものでございます。

期末勤勉手当については勤務期間、支給するその期間が6カ月ということですので、これが18年の6月期の夏のボーナスの支給期間にも影響してまいりまして、夏の期間も、6月期の夏のボーナスも3カ月しか勤務期間がございませんので、その特例措置に同じく該当させるということで、これは全体の規則の読みかえ規定になりますが、支給期間につきましては、3月期、6月期についてもいずれも6カ月間から基準日以前の3カ月間ということになります。それにあわせまして、結核休職期間のある職員の支給割合を決める際も、80日を40日といったような形で、3カ月間の勤務期間に合わせた除算期間等を今回設定するものでございます。

ここではちょっと細くなりますので、例えば5番目の介護休暇につきましても、30日を超えない場合については15日ということで、最後の支給日につきましては6月30日と12月30日が勤勉手当の支給ですが、今回18年6月までは3月15日、6月30日、12月10日というような支給日ということになります。

最後の裏面にまいりまして、7番目は、支給割合の表における勤務期間の日数を半分の日数とするということで、これは議案の方を5枚ほどめくっていただきまして、その裏面でございますが、右側が本則で左側が今回の特例措置の部分でございます。通常、半年の期間がある場合は175日以上というのが支給割合、要するにすべて支給するか減額して支給するかの割合でございますが、175日以上が88日以上というふうになっていまして、それぞれ病欠等で勤務しなかった日にあわせまして、このように支給割合を減額していくという表でございます。それを半分にしたということでございます。勤務期間が半分になりますので、減額期間についても半分にしていくということでございます。

それから8番目も同じような理由で、先ほどの別表第1の下に別表第2が出ておりますが、ごらんのとおり私事欠勤等の取扱いを受けた期間が6カ月の場合と3カ月の場合は当然違ってまいりますので、その割合を定めた表が出ております。そういった形で別表第2も改める

ということで、これはあくまでも18年3月期と6月期の勤勉手当の支給に際しての特例措置でございますので、それがなくなれば当然規則としてもまたなくなるという読みかえ規定でございます。ちょっと複雑でございますが。

提案理由でございますが、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正により、平成18年3月に勤勉手当を支給する特例措置をとることに伴い、平成18年3月及び6月に支給する勤勉手当に関する特例を定める必要があるためでございます。

以上でございます。

櫻井委員長 ありがとうございます。説明が終わりましたが、「議案第9号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」何か御意見、御質問をお願いいたします。

いかがでしょうか。よろしいですか。

内藤委員 複雑で。

櫻井委員長 こういうことは本当に、聞いているだけでよくわからないんですが。考える方はすごいですね。何か、よろしいですか。

熊谷委員 特にありません。

櫻井委員長 御意見、御質問がないようでしたら、「議案第9号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 では、議案第9号は原案のとおり決定いたしました。

次に「議案第10号 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」についてはいかがでしょうか。

何かございませんか。よろしいですか。

御質問、御意見がございませんでしたら、「議案第10号 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 では、議案第10号は原案のとおり決定いたしました。

議案第11号 新宿区立図書館設置条例の一部を改正する条例について

櫻井委員長 次に「日程第9 議案第11号 新宿区立図書館設置条例の一部を改正する条例

について」を議題とします。

では、議案の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 それでは、「議案第11号 新宿区立図書館設置条例の一部を改正する条例について」でございます。

議案の概要にございますように、読ませていただきます。

子どもたちが読書に親しむ環境を整備し、区立各図書館の児童サービスを総合的、効果的に支援を行うとともに学校図書館の支援事業を行うため、子ども読書活動を推進する拠点として、既存の中央図書館児童室を改修して、新宿区立こども図書館を設置するものでございます。

議案の方もごらんいただくとわかりますように、館の名称及び位置のところ、第2条のところに表中、新宿区立こども図書館を住所とともに追加したものでございます。これにつきましては、公布の日から起算して2カ月を超えない範囲内において、新宿区教育委員会規則で定める日ということで施行日を決めております。

提案理由でございます。今申し上げました、子どもたちが読書に親しむ環境を整備し、区立各図書館の児童サービスを総合的、効果的に支援する等の事業を行うため、子ども読書活動を推進する拠点となる新宿区立こども図書館を設置する必要があるためでございます。本件につきましては、中央図書館長の方から補足説明をいたします。

中央図書館長 従来、この図書館の設置条例の中では、地区図書館につきましては名称と位置につきまして決定をいただいているわけですが、今回はこども図書館につきましては中央図書館と同じ建物の中でございます。ただ、機能的に独立したものであるということで、今回条例改正をお願いするものでございます。

1つはハード面では、こども図書館ということで、2階の児童室を独立した図書館という形で、閉架書庫を備えてセンター機能を持つような整備をしております。また、内容的には児童サービスにおける区立図書館、各図書館にも児童コーナーがございますが、こちらの方にセンター的機能、いわゆるコントロールタワーとして各図書館の児童コーナーについて効果的、効率的な情報提供を行うことで機能的に支援していくということで考えております。

そのほかにも学校図書館につきましても、読書指導、それから調べ学習、読み聞かせ等において支援体制を考えていく。団体貸出につきましても、従来であれば保育園、児童館中心でございましたが、区内の病院関係、または学校関係についても改めて配本車を整備しまして、こども図書館を中心に区内の各所に図書を配置していくようなセンター的機能を持たせ

るということで、独立性を持った図書館というふうに考えたいと思っております。

また、職員体制につきましても、従来であれば奉仕係の中の一担当として児童サービスを行っていましたが、それにつきましても専属的な職員配置で機能させていきたいと考えております。

それから、子ども読書活動の拠点といたしまして、内外に文書等を発信する機会がございますが、これにつきましても根拠法令を備えたこども図書館ということで、位置づけをはっきりさせたいとうふうに考えております。

それともう一つ、こども図書館の名称でございますが、これにつきましては前回御報告申し上げますように応募を各図書館で行いました。その結果17件の応募がございましたが、その中で子どもの視線で親しみやすいひらがな表記ということで、ひらがなの「こども図書館」ということを名称として設置したいと思っております。

以上でございます。

櫻井委員長 ありがとうございます。説明が終わりましたが、いかがでしょうか。御意見、御質問ございますか。

そうしますと、中央図書館では児童コーナーというのはなくなって、こども図書館一本立てに。それと、貸出日数や何かは従来どおりですか。

中央図書館長 貸出の場所につきましても、また閲覧の場所につきましても、現在の2階の場所でございます。これについては従来的な機能とともに、先ほど申し上げましたように団体貸出と、これから外に出て行く機能、そういったものを中心にハード面をそろえると。それから貸出期間と貸出冊数につきましては従来どおりの考え方でおります。

櫻井委員長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。何かございませんか。よろしいでしょうか。

では、御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第11号 新宿区立図書館設置条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 では、議案第11号は原案のとおり決定いたしました。

#### 議案第12号 公の施設の指定管理者の指定について

櫻井委員長 では次に「日程第10 議案第12号 公の施設の指定管理者の指定について」を



議題といたします。

では、議案の説明を教育政策課長からお願いします。

教育政策課長 それでは、「議案第12号 公の施設の指定管理者の指定について」でございます。1枚めくっていただきまして、この公の施設の指定管理者の指定でございますが、これは本来、環境学習情報センターを抱えます環境土木部が所管しておりまして、ただ、区民ギャラリーが教育委員会の所管の施設でございますので、議案の鏡にございますように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を聴取するというところで、議案として出させていただきます。

本施設につきましては、16年度に指定管理者に移行いたしまして、16、17と指定管理者による管理が行われたわけですが、18年度からの指定管理に当たりまして今回の指定ということになったものでございます。

公の施設の名称及び位置につきましては、ごらんとおりでございます。

指定する団体につきましては、今申し上げましたとおり16、17と指定管理を行いました特定非営利活動法人新宿環境活動ネット。主たる事務所の所在地が、東京都新宿区西新宿六丁目12番7 - 807号でございます。

3番目の指定の期間でございますが、今回は18年4月1日から平成21年3月31日までの3年間ということでございます。

その他のところでございますが、新宿区立環境学習情報センター及び新宿区立区民ギャラリーは、複合施設として同一建物内に存するため、業務の一体性及び効率性を確保する観点から、これら2施設の管理は同一団体に行わせるものとするということでございます。

補足説明を生涯学習振興課長よりいたしますので、よろしく願いいたします。

櫻井委員長 生涯学習振興課長、お願いします。

生涯学習振興課長 それでは、私の方から選定の結果について御報告します。

公募の日程でございますが、平成17年11月15日に公募を開始し、12月20日を期限に申請書類の提出を受けました。提出団体は4団体ございました。次に選考委員会の設置でございますが、区環境審議委員、弁護士、学識経験者、公認会計士、区社会教育委員、それぞれ1名ずつ、区職員2名の合計7名で構成いたしました。教育委員会からは事務局次長がメンバーとなりました。選考の日程ですが、平成18年1月24日に第1回選考委員会を開催し、書類選考の結果、上位3団体を第2回選考委員会に諮ることといたしました。平成18年1月31日に第2回選考委員会を開催し、プレゼンテーションによりまして新宿環境活動ネットを第1

位の指定候補者として選定をしたものでございます。選定された団体は、施設管理に必要な人員配置計画、事業の実績、協働についての基本方針及び熱意、意欲、それから環境学習に関する事業提案、これらの項目において評価が高く、トータルで高得点を得たものでございます。

以上です。

櫻井委員長 ありがとうございます。いかがでしょうか。御意見、御質問をお願いします。よろしいですか。

御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第12号 公の施設の指定管理者の指定について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 議案第12号は原案のとおり決定いたしました。

議案第13号 「教育行政の推進にあたって」について

櫻井委員長 次に「日程第11 議案第13号 「教育行政の推進にあたって」について」を議題といたします。

では、議案の説明を教育政策課長からお願いします。

教育政策課長 それでは、「議案第13号 「教育行政の推進にあたって」について」を御説明いたします。

本件につきましては、何度か教育委員会の協議事項としてさまざまな御意見をいただき、修正しつつ、1月6日の協議におきましては、ほぼ成案の形でございましたが、修正点については1カ所だけでございました。それは、基本方針の1から5までございますが、そのうち基本方針2の、このページでいうと2枚めくっていただきまして(6)の「子どもが進んで読書をする態度をはぐくみ」というふうになっておりますが、前回の協議の段階では「読書を行う」というふうになっておりましたが、表現を若干変えさせていただきました。そこだけの変更でございます。あとは1月6日に協議を行ったときと変わってございません。

説明は、以下省略させていただきます。

提案理由につきましては、教育委員会の平成18年度基本方針を定める必要があるためでございます。

なお、これとあわせてPR用のパンフにつきましても、御報告しながら御意見をちょ

うだいたしたところでございますが、現在作成中でございます、2月中にレイアウト等も含めましてこの「教育行政の推進にあたって」とともにパンフレットを作成していきたいと思っておりますが、最終的には3月の定例会で御報告をさせていただきたいと思っております。この「教育行政の推進にあたって」は、本日議決をいただいた後、学校等に周知を図っていくものでございます。よろしく御審議の程、お願いいたします。

櫻井委員長 ありがとうございます。ということでございますが、御意見、御質問はございませんでしょうか。

これはもう、十分に協議を重ねてきたということで、この今の訂正箇所はよろしいですね。では、ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第13号 「教育行政の推進にあたって」について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 では、議案第13号は原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議事は終了いたしました。

- 報告 1 「子どもの安全確保強化月間」実績報告について
- 報告 2 新宿区幼児教育のあり方検討会の設置について
- 報告 3 平成18年度学校選択制度による小学校補欠登録者の繰上げについて
- 報告 4 平成18年度学校給食調理業務委託業者の選定結果について
- 報告 5 平成17年度室内空気中化学物質濃度検査結果について
- 報告 6 平成18年度新宿区立幼稚園学級編制について
- 報告 7 西戸山地区中学校の適正配置の経過報告について
- 報告 8 戸塚第二小学校校舎を活用した学童クラブ事業について
- 報告 9 事業別行政コスト計算書について
- 報告 10 その他

櫻井委員長 次に事務局からの報告を受けます。

きょうは報告が多いんですが、報告1から報告9までについて一括して説明を受け、質疑を行います。

では、事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長。

教育政策課長 それでは、私の方からは報告事項の2件、一番目の「子どもの安全確保強化月間」実績報告と、もう1点は新宿区幼児教育のあり方検討会の設置について御報告を申し上げます。

まず、「子どもの安全確保強化月間」につきましては、昨年12月1日から広島市の女子児童の殺害事件を受けまして、強化月間として各学校に取り組んでいただいたところでございます。12月22日、2学期の終業式まで取り組んでいただきました。

取り組みの内容でございますが、期間中につきましては、必ず取り組んでいただきたい事項といたしまして、5つの事項をお願いしております。1点目は児童・生徒への登下校指導の徹底。それから2点目は集団下校を必ず期間内に1回やっていただくということで、その上で職員体制等を検証していただくと。3点目は防犯ブザーの携帯率が支給後、低くなっているということを受けまして、携帯の徹底とあわせて作動点検もやっていただくと。それから4点目は通学路上の要注意箇所を再度点検していただく。5点目は保護者や地域の方に子どもの見守り活動等への協力依頼を呼びかけていただくという5つの内容をお願いしたところでございます。

その結果、アンケート形式で実績を回答いただきましたが、まず1点目の登下校指導の徹底でございますが、実施率は小学校につきましても中学校につきましても100%でございます。その中身でございますが、主な事項と共通事項ということで、比較的回答の多かったものを載せさせていただいております。小学校につきましては、下校時刻と通学路の厳守。あるいは保護者への下校時刻の通知。複数下校ということで、同一方向に一緒に帰る子どもたちは必ず一緒に下校するようにという指導。それから当番職員による校門の立哨といったことでございます。中学校におきましては、全校朝会での安全管理指導とか、「こんなときあなたは・・・」の冊子による安全指導を行ったところでございます。

それから2点目の集団下校の実施でございますが、小学校につきましては100%の実施でございます。そのうちでも1回以上やったところが14校、期間中全日やったところは6校ございました。これにつきましては、地域班ごと、あるいは学年別に実施したと。実施の仕方はさまざまでございますが、すべて実施をしていただきました。ある学校では教職員が引率いたしまして、危険箇所を確認しながら実施をしたという報告をいただいております。

中学校につきましては、実施率が73%になっております。実施が8校、未実施が3校。ただ、この未実施につきましても、網掛けのところございますが、グループで帰宅するよう指

導の徹底を行ったというところで、ほぼやっていたいただいているとは思いますが、集団下校は実施しなかったというような表記もございましたので、こういう形で載せさせていただいております。中学校については特筆すべきは、部活がございますので、その終了後各部ごとに実施をしたというところが多かったということでございます。

それから3点目の防犯ブザーの携帯徹底、作動点検でございますが、小・中とも実施率は100%でございます。学級ごと、または全校一斉に作動点検、あるいは使用方法の指導をしたと。あるいは保護者向けのプリントも配付し、携帯状況の調査も行ったということでございます。

裏面にまいりまして、4点目の通学路上の要注意箇所の再点検でございますが、小・中とも実施率100%でございます。小学校につきましては、教員、保護者の参加を得て実施したと。ピーポー110番の家の確認。点検実施に基づきましてマップを作成した、あるいは改訂したところも結構ございました。中学校につきましては、地域安全マップの活用を図るとともに、ピーポー110番の家の確認、あるいは教職員による通学路のパトロールも実施していただいたところもございます。

5点目の協力依頼の件でございますが、小学校につきましては100%。依頼先でございますが、PTAがやはり16校。各保護者に全員宛に周知したとかいうことで全校で実施したということでございます。あと、地域にも町会、あるいは民生委員さん等に12校、働きかけをしていただいております。あとは学校評議員さん、それから学校開放団体とかピーポー110番の家の方に働きかけをしたと。中学校につきましても、PTA7校、各保護者に4校、地域、町会等に2校、学校評議員に2校という結果でございます。

それから、今回学校から報告をいただく際に、「子ども安全ボランティア」の活動に関する調査もあわせて実施しております。調査事項といたしましては、「子ども安全ボランティア」が現在あるかどうか。「ある」と答えたのが小学校で半数の15校、中学校では1校でございます。ある学校の実績でございますが、PTA保護者が活動を行っているというのが15校、地域住民・団体等が協力してやっているというところが3校、PTA保護者の活動が中学校の方で1校だけ。今後の必要性についてもあわせてお聞きしたところでございますが、「ある」と答えたのが小学校30校中21校。中学校につきましても11校中7校ということで、若干予想したよりは少なかったんですが、実施への課題といたしまして、小学校につきましては年間を通じて実施できる体制、地域の協力体制の確立、人員の確保とか警察と学校の連携、自分の子ども以外に目を向ける意識などが、やはり課題だろうと。中学校につきましても

も人員の確保とか下校時以外の時間帯の安全確保ということで、さまざまな課題を指摘いただきましたが、各学校とも、やはり地域で安全ボランティアをつくっていくのは、なかなか学校が中心になるというのが難しいという実感は持っていらっしゃるんだらうというふうに、私どもは解釈しております。

これからまた委員会等でも御報告してまいりたいと思いますが、18年度から東京都が子ども安全ボランティア事業を立ち上げる予定でございます。これにつきましては新宿区としても積極的に参加していきたいというふうに考えております。子どもの安全の確保のためには、やはり地域の目、要するに通学路とか学校帰りにおいては学校側は目が届かない部分がたくさんございますので、地域の方をボランティアに巻き込みつつ、あるいはPTA、保護者、そういった方たちを含めた子どもの安全を見守る活動、そういった団体を教育委員会、あるいは新宿区としてこ入れしながら、そういった体制をつくっていききたいというふうに考えております。

2点目でございます。新宿区幼児教育のあり方検討会の設置についてでございます。

この検討会に向けまして、昨年5月に準備会を庁内に設置しております。教育委員会と3部、合計4つの部が関係してございますので、準備会を4回ほどやってまいりました。その結果、2月20日に第1回目の検討会をやるということで一応決まりました。2月20日が設置日ということになりますが、名称といたしましては「新宿区幼児教育のあり方検討会」ということで、設置目的というのは、子どもを取り巻く環境の変化を踏まえまして、新宿における幼児教育のあり方を総合的に検討し、今後の幼児教育施策の方向性としてのマスタープランを策定していくということで、新宿区の今後の幼児教育についての大もとの考え方を示していくということになるかと思っております。

設置期間につきましては、2月20日から最終報告を9月に予定しておりますので、若干短い期間でございますが、集中的に議論を詰めていきたいというふうに思っております。

委員の構成につきましてはごらんとおりでございますが、学識経験者につきましては、この検討会の会長を予定しておりますが、先般、白梅学園大学の学長でいらっしゃいます無藤隆先生にお会いいたしまして就任依頼をお願いしたところ、快く引き受けていただいております。無藤先生につきましては、学長のほかに中央教育審議会の幼児教育部会の副部長をされたり、あるいは同じ中教審の義務教育特別部会の臨時委員です。昨年10月26日に「新しい時代の義務教育を創造する」という答申が出ましたが、そのときの臨時委員もやってございました。これは昨年10月26日で終わっておりますが、その後17年10月からは総合

施設、新宿区でも子ども園を今準備中でございますが、総合施設のモデル事業評価委員会の委員長に10月から就任して現在も継続中でございます。こういったふうに、総合施設に関してはかなり造詣の深い方でございますので、適切な人を会長に迎えることができたというふうに思っております。

そのほか公募委員の方につきましては2名。これは公、私立問わず幼稚園、保育園の保護者から、今公募を行っているところでございます。それから区立幼稚園の園長会の代表、幼保連携園の園長、区立保育園の園長会から2名の代表をいただいております。それから私立幼稚園からは代表を1名、今就任のお願いをいたしております。民間の幼児教育関係者につきましては、先ほどの無藤先生をお願いをしておりますので、推薦がそろそろあるかと思えます。あとは区内の準備会のメンバーも含めまして、各部の関係の課長でございます。教育委員会の管理職が5名入りまして17名ということでございます。

検討内容、検討骨子につきましては、(1)から(6)にございますような形で、順次検討会で検討してまいりたいというふうに考えております。

スケジュールですが、2月20日に第1回目をやった後、3月は1回、4月、5月と2回ずつやりまして、大体5月末に中間のまとめをいたしまして、6月から8月にかけてパブリックコメント等を実施してまいりたいというふうに思っております。9月末は予定としまして最終報告というふうに考えております。

以上でございます。

櫻井委員長 学校運営課長、お願いします。

学校運営課長 それでは報告3、平成18年度学校選択制度小学校補欠登録者の繰上げについて御説明いたします。

左から、定員と受入上限数、1月31日現在の入学予定者数、補欠登録者数と繰上者数を書いております。対象は4校で市谷小、余丁町小、柏木小、西戸山小でございます。この4校は、学校選択制度を通じて抽選になり補欠登録者が出ております。定員は、最初お示した数字で変えておりませんが、受入上限数といいますのは、注釈にも書いておりますけれども、過去5年間のデータから今後の転入者等による増減を推計しても、卒業まで定員数を上回らないと判断した数を設定させていただいております。

市谷小について申し上げますと、上限数を115名と設定し、1月31日は抽選基準もこの115名だったんですが、ここから転出者があり、国立私立学校への進学者があり、別の区域に行かれた方もあり、115から101に減っております。そこに補欠で待っている方が13名ですので、

この方々は全員繰上げて、CとEを足しますと114。1月31日現在でこの数字でいく考えであります。

余丁町小は同様に、入学予定者数72名に対しまして補欠が3名ですので、CとEの合計が75名。受入上限数の内輪にとどまっております。

柏木小と西戸山小は、全員を繰上げることができませんでした。上限数が柏木小が77に対し、20名補欠登録者がありますので、兄弟関係のある5名を優先した上であと2名、合計7名を繰上げてCとEの合計が上限数とちょうどでございます。西戸山小は76名を上限数としまして、30名の登録者のうち6名を繰上げて、上限数ちょうどということにしました。

この日程等は1月31日で決定しておりまして、結果は補欠登録者に対しても繰上者についても通知済みでございます。

各校別の状況を省略して、最後の(4)ですが、今後の対応ですけれども、上限いっぱいまで繰上げた柏木小と西戸山小につきましては、2月1日以降の指定校変更の受付許可につきましても、基本的には枠いっぱいですので、原則として行わない考えであります。転出者等がありますのでゼロではないという状況です。続きまして市谷小と余丁町小及び抽選の対象ではなかった早稲田小ですが、いずれも上限数に近い数でございますので、指定校変更にあたっては、転入者の動向というのも注目して慎重に判断する考えであります。

続きまして、報告4、学校給食調理業務委託事業者の選定結果についてでございます。

新宿区の学校給食調理業務の民間委託ですが、16年度から順次民間業務化を進めておりまして、現在のところ8校で調理業務を民間の企業に委託しております。調理業務を委託するに当たりましては、この冒頭にも書きましたように、さまざまなことに注意をして、一般競争入札では私どもの要求する条件がすべて満たされないだろうと考えまして、プロポーザルで選定しております。教育委員会の内部に民間委託事業者選定委員会を設けておりますが、18年度の委託事業者の選定にあたっては、従来の小学校長、栄養職員、教育委員会の幹部に加えて、小学校、中学校のPTAの代表にも1名ずつ入っていただいて、実際に企業からのヒアリングを受け質疑をやっております。

選定基準はそちらに書いたとおりでございますが、23区内に本社または事業所を有し、東京都内で自校調理方式での学校給食の委託実績があること等。安全性、衛生管理への取り組みも企業として十分であること。業務を遂行する能力として、正規の調理員の配置。また、調理員の突然の休暇等にすみやかに対応できる能力があること等を重視しております。

委託の条件としましては、教育委員会が作成する仕様書や作業基準、機器や設備の手入れ



基準、食品の基本的な取り扱いと食物アレルギー対応等、学校栄養士が作成する調理業務の指示書に従って業務を実施するわけでございまして、メニューや食材はすべて学校栄養士の指示のとおりで、実際の労務を提供をすることが業務委託の内容でございます。(2)は、給食数に応じた調理員の配置を行うもので、子どもの数が多い学校であれば、相応の調理員の数を配置してもらうのが原則でございます。調理員については、業務主任と副主任を配置し、主任、副主任の資格は調理師の資格を有し、集団給食の調理業務経験があり、自校調理方式での学校給食の経験が、主任はおおむね3年、副主任はおおむね1年以上ある者としております。

裏面でございますが、今回の経過でございますけれども、プロポーザルによる事業者選定を行うことを決定しましたのが、昨年11月。事業者への質問書を送付いたしましたのが11月28日。12月中旬に事業者選定委員会という教育委員会内部での一次審査を経て、18社について採点を行い、上位の7社を第一次審査通過事業者といたしまして、ことしに入ってから、1月7日に業者選定委員会による二次審査を行い、実際に会社の概要をプレゼンテーションしていただいて、ヒアリングを行って採点をしたものでございます。

3とありますところに最終選定の3事業者を載せておりますが、平成18年度は小学校2校、中学校1校の3校で実施します。そこで(1)株式会社NECライベックス、(2)株式会社レパスト、(3)株式会社東洋食品、この3社を選定しました。3社の受け持つ学校ですが、それぞれ上から西早稲田中、落合第三小、四谷第三小でございます。ここで、四谷第三小につきましても、別紙の資料の方の見積りとか人員配置に関する採点で、四谷三小の隣に四谷小学校という欄がございます。19年度に統合新校でスタートする四谷小学校については、四谷第三小学校を受託した業者が、成績が良好であれば引き続き受託するという考えで、児童数も変わりますので、四谷小についてもあらかじめ見積りや人員配置を徴しております。

この3社で、レパストという会社は、新宿区ではこれまで実績がない会社でございます。あとの2社は、既に調理委託の実績がございます。

採点表の方の説明は省略させていただきます。

引き続き、報告5、室内空気中化学物質濃度検査についてを御報告いたします。

学校における環境衛生基準は、平成14年2月に改訂され、文部科学省の方から通知がございましたが、これに従って平成15年度から毎年1回、すべての学校で教室等の空気中の化学物質の検査を行っております。検査を行う物質は4物質なんですが、必ず行うものはホルムアルデヒドとトルエンでございます。キシレンとパラジクロロベンゼンについては、特に必

要がある場合で、新宿では若干の学校で実施をしておりますが、これは前年度心配だったところとか、特にアレルギーの強い生徒がいる四谷中学校だけ、現在は四谷中学校だけでございます。

平成17年度の検査の実施概要ですが、実施期間は7月から12月の間に小・中学校の普通教室、音楽室、図工室、コンピュータ室、体育館で実施しました。特に図工室、美術室といたしますのは、揮発性の化学物質を使うこともございますので、特に換気を行い、注意が必要なところでございます。

検査物質はそこに書いたとおりで、検査方法は、あらかじめ30分以上換気した上で、教室等を締め切って検査機材を設置して8時間以上。拡散方式（パッシブ法）とありますが、ごく普通の状態で機材を設置して採取する方法でございます。

細かい検査方法については省略いたしますが、結果は、検査の結果に対する今後の対応というところを書いておりますが、指針値を超えている箇所はございませんでした。今後も、引き続き化学物質濃度については気をつけてまいります。全体に普通教室において空調機が設置されましたので、空調機の換気機能に頼って、換気はされているだろうという状態が続いております。こちらは学校の薬剤師からもそういう指摘がございますが、空調機の換気に頼りますと、室内のCO<sub>2</sub>濃度、呼吸をすれば出る炭酸ガスの濃度は比較的高めになっていきますので、今後も換気等は十分に徹底したいと考えてございます。

別紙の方は分析結果でございます。すべての数値が基準の範囲内となっております。

引き続き、報告6、平成18年度区立幼稚園学級編制について御報告をいたします。

何度か御報告をしておりますので、確認のために来年度の特徴を申し上げますと、愛日幼稚園の新4歳児が35名の受入れになること。落合第一幼稚園は18年度から休園でございます。落合第五幼稚園は4歳児が休学級。落合第六幼稚園は4歳児を特例的に10名で学級編制をし、5歳児は休学級でございます。

下から2番目の枠に、昨年と同じ時期との比較増減がございますが、3歳児におきましては、昨年に対して11名の減。4歳児は12名の増。5歳児は38名の減。合計は37名の減でございます。これは、ちょうど現在の学齢別人口推計、住民登録のある人数の合計の推移とちょうど連動しておりまして、現在は4歳児が区全体で多いです。5歳児はそれに対して60名ほど少なく、3歳児は4歳児に対して80名も少ないという、多い少ないの差がありますので、ちょうどこの前年度比に関しましては、人口動態が反映しているものと考えております。

以上、雑駁ですが、4件御報告といたします。

櫻井委員長 ありがとうございます。

では、教育環境整備課長。

教育環境整備課長 私の方から報告7と8について御報告します。

まず、報告7、西戸山地区中学校の適正配置の経過報告でございます。

この計画案につきましては、以前御説明いたしました、平成20年4月に西戸山中学校を旧戸山中、現西早稲田中学校でございますが、に移ってもらって、平成23年3月までに新校舎を建設し、平成23年4月から西戸山中学校と西戸山第二中学校の統合新校をそこで開校するという計画案でございます。

今回、この説明が関係学校の学校選択後になったということ、また、仮校舎が学区域外の旧戸山中を使うということで、関係PTAの方から大分御意見、御質問等が多く出ました。そういうことで、教育委員会といたしましては、以下に示してあるような説明会を丁寧に開催いたしまして、大方の御理解を得ていったということでございます。

その経過を見ていただきますと、取り組みは平成17年9月中旬ごろに対象中学校を中心に話し合い等を進めていき、平成17年12月17日には、関連小学校も含めまして全体の説明会を開いたということでございます。また、各小学校等と説明をずっと丁寧にやりまして、1月16日に、再度全体の説明会を開きました。1月27日には、18年度に区立中学校入学予定の児童・保護者あてに、計画案及び指定校変更の説明の通知を、直接教育委員会から発送いたしました。また、1月29日には、さらに関係学校に対して保護者全体にそういう経緯を御説明し、かつ4関連小学校のPTAに対しては、質問事項への回答もいたしました。そういうことを受けまして、1月31日に全体としての方針を、また関連の中学校と小学校に御報告したというふうなことでございます。2月5日には、これは簡単でございますが、区の広報に計画案及び指定校変更の記事を載せます。また、ホームページにも掲載する予定でございます。

1ページ開いていただきますと、1月16日のときに説明した資料が載っております。この辺のところも、以前御説明したところでございますので、ちょっとページを繰っていただきまして3ページほど繰りますと、そこに西戸山地区中学校の適正配置のスケジュール案がございます。基本的には、大きな流れとしては、この案、先ほど申しましたが、の流れで進めてゆくということで、大方の御理解を得ているところでございます。その右の地図のところは、西戸山中、また旧戸山中の位置関係を示しているものでございます。

また1ページめくっていただきますと、西戸山第二中学校と旧戸山中学校の施設面での比較表がございます。これは、西戸山第二中学校を統合の校舎として使うことが施設の厳し

いということ資料として示したものでございます。統合となりますと、生徒数も350名程度になりますので、普通教室の数等々を確保していくということに伴いまして、幾つかの不都合が生じる、また校庭等も狭いということで、教育委員会としては旧戸山中学校を仮校舎として使いたいということの意向でございます。

その右のページの地図は、西戸山第二中学校の平面図でございます。

まためくっていただきまして、資料2でございます。これが1月27日に、18年度に新宿区立中学校に入学予定の児童・保護者の皆様へお送りした文書でございまして、1つは、学校選択の後にこういう御説明をすることになったということのおわびと、西戸山地区中学校の適正配置の計画案、現実的には18年度に西戸山中に入学を予定されている方が中学3年生になったときに、旧戸山中に通うことになる予定だということを示してございます。それに伴って、指定校変更の手続を弾力的に運用するという説明の文でございます。これは、18年度に入学を予定している全児童の方にお送りしたものでございます。

まためくっていただきますと、1月27日付で、関連の学区域内の4小学校、戸塚第三、落合第二、淀橋第四、西戸山小学校の各PTAの会長様あてに、特に淀橋第四小学校からの質問でございましたが、それはほぼ各学校に共通するものでございましたので、各学校のPTAあてに回答したものでございます。ひとつひとつは細かいので、主な項目としては、この計画は1年延長できないのかと。教育委員会としてはさまざまなことを考えて、今回の計画でやらせていただきたい。また、通学について、先ほども申しましたように学区域外の旧戸山中を仮校舎として使うということで、通学手段が何か考えられないかという中で、例えば仮校舎期間に限って、かなりの条件を付しまして自転車通学等も考えるということ、その他ありますが。また、案の決定時期としては1月31日をもって考えると。また、指定校変更については弾力的に運用する等々回答したものでございます。

また2ページほどめくっていただきますと、資料4、1月31日付の文書でございます。これは、統合対象の西戸山中学校、西戸山第二中学校、また先ほどの関連4小学校の保護者あてに出したものでございまして、今回の計画案の内容、また通学路の安全対策。これは先ほどの自転車通学等の問題に、さらに、いわゆる交通の安全の対策ですとか不審者対策ですとか、そういうものも含めまして回答してございます。そういうことを踏まえまして、17年度内を目途に統合協議会を設置して、そこにこの計画案を提案していくという前提で進めていきたいという方向を示したものでございます。

以上でございます。

次に、報告 8 でございます。

戸塚第二小学校校舎を活用した学童クラブ事業ということでございます。この件につきましては、1月に福祉部より依頼を受けましたので、本日教育委員の皆様にご報告申し上げ、福祉部の方に、戸塚第二小学校で学童クラブを対応していくという旨回答したいと考えております。

趣旨でございますが、福祉部が現在、高田馬場第二児童館内で実施している学童クラブが大変な定員超過の状況にいるということで、さまざま民間の学童クラブ等々の利用調整等を行ったんですが、これに対して、児童の安全確保とか待機をなるべく出さないでほしいというような御要望が多く寄せられたと。こういうことに対しまして、教育委員会としても、緊急な対応として戸塚第二小学校校舎の学校施設の一部を活用して学童クラブを実施したいと、こういうことが福祉部より申し出られたので、それに対して対応していこうということでございます。

実施場所といたしましては、戸塚第二小学校の北川校舎 1 階の理科室を活用して、理科室は 2 階の研修室等に持っていくものでございますが、を活用すると。また、校庭も必要に応じて活用するというところでございます。

事業の期間といたしましては、18年度の 2 学期から 23 年度末までということで、4 年 7 カ月程度。期間を限定するのは、需要動向がまだ正確にはつかめないということで、とりあえず期間限定で行うと。工事に関しましては、学童クラブの部分の工事は福祉部で行い、2 階の研修室等を理科室に整備する工事に関しては、教育委員会が行うと。

事業内容といたしましては、学童クラブ事業。先ほどの理科室、117.6 平米程度をクラブ室として使用する。対象としては小学校の 1 年生から 3 年生を原則とする。定員は 40 名。実施時間は月曜から金曜は午後 6 時まで。土曜日は 9 時から 5 時まで。

裏のページには、利用想定規模が約 30 名程度ということで書いてございます。

次の右側の地図は、高田馬場第二児童館と戸塚第二小学校の位置関係を示しているものでございます。

次のページが戸塚第二小学校の平面図でございまして、学童クラブの位置は、その学童クラブ出入口というふうに、校庭から 1 階部分の理科室の部分を活用します。校庭から出入口が、直接出入できるような口がございまして。

次のページが施設の図でございまして、1 階の理科室の部分ですぐ上の研修室等の部分に移すということでございます。

以上のようなことで、学童クラブの設置に協力していくということでございます。

以上でございます。

櫻井委員長 学校運営課長、お願いします。

学校運営課長 引き続き、報告9、事業別行政コスト計算書、幼稚園事業について私の方から御報告をいたします。

こちらの表に書きましたとおり、作成の目的は、コスト面から幼稚園事業を把握するため、今後の幼児教育のあり方を検討していく際の素材とするというものでございます。この行政コスト計算書は、平成15年度から3年度にわたり、区が行っている事業の幾つかを、経営状況を正確に把握し民間の公認会計士の目から分析をして、今後コスト意識を持って事業をマネジメントするためのツールとするもので、これまで放置自転車対策事業や保育園事業を対象としてきましたが、ことしは幼稚園と中央図書館と文化センターが対象でございます。

表の中央の大きな枠の上の方には、財務諸表3表による分析を書いておりますが、キャッシュ・フロー計算書、貸借対照表とあわせて行政コスト計算書と書いておりますのが、狭義の行政コストの計算でございまして、総コストを14億円余りとはじいております。特徴といたしましては、右に書いておりますが、総コストに占める割合が高い費目は人件費で、86.5%でございます。今回の行政コスト分析では、園別にコスト分析を行い、かつ私立幼稚園の御協力をいただいて、2園の財務状況を提供していただいております。

幼稚園におけるコスト分析の内容は、園児1人あたりにかかるコストといたしましては、新宿区立幼稚園の平均で、定員に対し、1人あたり79万6,000円余り。在籍園児で考えますと114万円余りかかっております。一番大きな市谷幼稚園、定員136名おりますが、1人あたりは61万円にとどまっており、在籍111名で1人あたり74万8,000円余りでございます。標準的な区立戸山幼稚園では、定員60名で92万円余り。在籍児が少ないので1人あたり172万円余りかかっております。私立のA園とB園は、在籍の方だけ申しますと、Aの方が在籍1人あたり72万円余りで、おおむね市谷と同じ。Bの方は1人あたりにかかった経費は48万円弱と、さらに少ない状況です。ある程度規模の大きな市谷幼稚園のスケールで、初めて私立幼稚園と同じくらいの効率性が望めるのかなと、そういう結果がでております。

コスト計算に基づく財源構成については、区立幼稚園全体の区の負担額、純コストでございますが12億6,000万円余りで、このうち利用者負担は8,000万円、5.7%にとどまっております。このような状況を受けて今後の方向といたしましては、定員に対する充足率が低いということが、1つ、効率的な運営を妨げている要因であること。そのことを考え、充足率を

上げるための具体的な取り組みと、ある程度定員規模の適正化を図り、大きめの園の経営を心がけていくことが必要ではないかということが出ております。なお、保育料の適正化についても、保護者負担率が5.7%と低いことから、今後は保育料の見直しについても検討する必要があると。

右の提言は、これを報告しましたナカチ公会計研究所からの提言でございますが、やはり適正規模への集約と、それから休園施設につきましても、それを遊ばせておくことで当然維持費用が生じておりますので、利用方針の明確化を行い、有効利用に努めるべきであるという提言が出ております。最後に保育料の適正化も提言されております。

今後、このコスト計算の活用としましては、総合的な幼児教育のあり方を検討していく中で、コスト計算書の内容を議論の素材として使っていきたいと考えております。

以上でございます。

櫻井委員長 中央図書館長。

中央図書館長 それでは引き続きまして、事業別行政コスト計算書の図書館事業について御報告申し上げます。

先ほど幼稚園事業の中でお話がありましたように、作成目的、財務諸表3表による分析、これらについてはほぼ幼稚園事業と重なる部分でございます。具体的な数字で申し上げますと、キャッシュ・フロー計算書につきましては、一般財源を14億962万円投入しております。それから貸借対照表におきましては、資産54億297万8,000円ということでございますが、この資産につきましては、土地、建物、それから図書資料につきましても5カ年の購入価格に所蔵冊数をかけた形で資産として算入しているものでございます。行政コスト計算書としましては、総コストが15億1,984万9,000円。これについても幼稚園事業同様、総コストに占める人件費の割合が高いということで、64%でございます。

それから、職員の活動や館の管理運営に着目して詳細に分析ということでございますが、1つはABC分析、これにつきましては、従来アメリカの製造業で開発された管理会計の手法ということでございますが、業務プロセスを分析するために業務別のコスト構造を価格によって表現することを目的にしまして、業務プロセスの改善、効率化を図ることを目指したものでございます。その結果、図書館の事業につきましては、コレクション形成や予約業務等51業務に分類できるということで、これについて着目した中で、コレクション形成、いわゆる図書選定ですね、図書選定の活動につきまして分析した結果、資料1点あたり3,266円、これは図書資料の原価が約1,800円でございますから、それを含めた数字でございますが、

3,266円かかっていると。予約1件あたりには502円。それから貸出、督促、返却、こういった一連の流れが資料1件あたり247円かかるという分析でございます。

開館時間1日あたりの運営に要するコスト分析、これにつきましても、9館全体の分析を行った結果、1時間あたり62万4,520円。それから開館1日あたりにつきましては552万6,723円かかるということでございます。

今後の方向性としましては、開館日や開館時間延長の拡大、これについては効果とコストの関係を踏まえた議論が必要であると。それから現状のままの常勤職員中心の職員配置では限界があるということで、今後非常勤職員の一層の活用、部分委託、NPOへの委託等の検討を含めて、図書館運営方法、図書館運営主体についても検討していくべきであろうと。それからABC分析により活動業務のコスト構造を明らかにすることができましたので、その結果を踏まえて、業務の効率化を検討することが必要であるということでございます。

その中で、中間報告では、今のようなことを御報告申し上げましたが、それに加えて新たに補強されたものとしまして3点ございます。ナカチ公会計研究所の提言を中心にでございますが、まず右の上の方をごらんいただきたいと思えます。

1番として業務委託を導入している他区の事例を参考に、委託費の試算を行ったということでございます。これにつきましては、図書館については中央館と地区館がございます。シミュレーションとしましては、中央館を常勤職員だけで配置し、地区館については全面的に業務委託をするということを想定して行いました。また、もう1つ、他区の状況を参考にいたしまして、実際に業務委託を導入しているほかの区の事例の数字を参考にした結果、委託費については、委託前の人件費の約6割程度に抑えられているということで、そのような考え方。それからもう1つ、委託職員につきましても、今回採用しました3区については、それぞればらばらでございますが、平均いたしますと、1区平均で345万6,000円ということになりますので、委託費をこの数値で割り返すことによって委託職員の人数を計算したものでございます。その結果でございますが、委託後の人件費については、16年度現在9億4,900万の人件費について、委託後費用合計としましては7億2,300万円ということで、2億2,600万円減少することが見込まれるということと、それから委託した場合の人員構成については、委託館については95名の委託職員を配置することができるというような試算結果が出ております。

それから次に、電子タグの導入についての分析でございますが、これにつきましてはICチップ、無線通信用のアンテナを組み合わせた電子タグを図書資料に貼付することによって、



事務の効率化を図るということでございますが、構造的には小型、薄型で貼付が容易であると。それから多量の情報を電子回路に記憶させて書きかえも可能であると。それと、非接触通信で、新たに書きかえもできるということのすぐれた特性を利用して、図書館に導入するというで考えたものでございます。これの効果については、貸出、返却業務サービスの効率化ということで、1人あたりの処理時間を5分の1程度に短縮できるだろうと。その場合に、例えば自動貸出機を設置した場合にはカウンター要員が削減できる。それから不明資料についても、年間7,500冊程度新宿の図書館では出ておりますが、これについても具体的に他の図書館においては、かなり効果が出ているというようなこともございますので、その辺の検討を行ったものでございます。導入経費としましては、初期投資として約8,800万円を見込んだシミュレーションをしたものでございます。

それから3番目としましては、職員が現在行っている図書館の業務につきましては、業務の種別について精査をしております。いわゆる常勤職員がもっぱら行う業務、それから定型的な業務ということで、52の業務に仕分けしまして、それらについて性質的に分類したものでございます。

以上、こういうような計画を踏まえて、最終的に一番下の段でございますが、区立図書館サービスの基本的なあり方について、これは17年3月に提言をいただいております。これを踏まえまして、今後の図書館運営に反映、議論をする際に、この事業別行政コスト計算書を議論の素材として活用したいということでございます。

以上、御報告申し上げます。

櫻井委員長 ありがとうございます。以上で報告9まで終わりました。

では、報告1について御質疑のある方はお願いいたします。

「子どもの安全確保強化月間」実施報告についてです。

これは、交通安全週間のときにいつも思うんですけども、そのときだけみんなマナーを守ってという感じになりますから、強化月間はもちろん必要なんですけれども、もちろん、常にこういうことは心がけていただきたいものと思います。特に集団下校の実施というのは、別に強化月間でなければいけないわけでしょうか。

教育政策課長。

教育政策課長 確かに、日常的にやっているところは少ないというふうに聞いておりますが、やっている学校も、少数ですがあるということでございます。

櫻井委員長 何かいかがでしょうか。よろしいですか、特に。

では、報告2に移ります。新宿区幼児教育のあり方検討会の設置についてです。いかがでしょう。

この委員構成なんですが、教育委員会からは事務局管理職5名。どういう方がお出になるんですか。

教育政策課長。

教育政策課長 教育委員会事務局の管理職員は、次長、教育政策課長、教育指導課長、学校運営課長、教育環境整備課長、以上の5名でございます。

櫻井委員長 ありがとうございます。よろしいですか。

では、報告3です。学校選択制度による小学校補欠登録者の繰上げについてです。

これもよさそうですね。では、報告4、学校給食調理業務委託業者の選定結果についてです。いかがでしょう。

学校給食が民間委託になって、一部、大分たちますけれども、生徒やPTAの反応はいかがなんでしょうか。

学校運営課長。

学校運営課長 調理業務を委託している学校では、学校とPTAと私ども教育委員会事務局と委託事業者の四者で給食運営協議会を設けておりますが、そこでの議論や報告、御質疑を聞いている限りでは、おおむねすべての学校で好評に受け止められております。

櫻井委員長 ありがとうございます。よろしいですか。

では、報告5、室内空气中化学物質濃度検査についてです。いかがでしょう。

学校運営課長。

学校運営課長 御報告の途中で、4つの物質すべてを検査しておりますのは四谷中学校のみと申し上げましたが、四谷第六小学校も同じように4物質の検査をしておりますので訂正いたします。

櫻井委員長 わかりました。ということでございます。

何かございませんか。よろしいでしょうか。

では、報告6、平成18年度区立幼稚園学級編制についてです。いかがでしょう。

これもよろしいですか。特にございませんか。

内藤委員 特にありません。

櫻井委員長 では、報告7、西戸山地区中学校の適正配置の経過報告についてです。これはいかがでしょう。

これも、特に御質問、御意見ございませんか。

では、報告 8 に移ります。戸塚第二小学校校舎を活用した学童クラブ事業についてです。これはいかがでしょうか。

内藤委員、お願いします。

内藤委員 これは戸塚第二小学校の児童に限って引き受けるということで、その結果として、現在定員超過で困っているというところは、もちろんそれだけ引き受ければ緩和されるんだろうけれども、定員超過という状態はなくなるんですか。それとも定員超過ではあるが、それほど今のようなひどい状態ではないということになるんですか。

櫻井委員長 教育環境整備課長。

教育環境整備課長 現状としては、今よりは緩和されるということで、ほぼ受けられるという状況でございます。

内藤委員 この報告のページの最後のところに表がありますね。これで見ると、戸塚第二小学校25人。戸塚第一小学校、その他小学校を合わせると73人というのが、現在高田馬場第二学童クラブを利用している実数ですか。

教育環境整備課長 そうです。

内藤委員 だから98名中25人が来て、あと5人ぐらいは、また恐らくふえるだろうと。したがって、登録児童は約30人ぐらいになるだろうと。そういう読み方でいいわけですね。

教育環境整備課長 そうです。

櫻井委員長 ほかにいかがですか。

すみません、興味があるので参考のために。民間学童クラブというのがあるんですか。

教育環境整備課長。

教育環境整備課長 ございます。

櫻井委員長 これは有料で。

教育環境整備課長 有料です。

櫻井委員長 学年の制限はないんですか。区立のは3年までですよ。

教育環境整備課長 そこまでは私もわかりません。申しわけありません。

櫻井委員長 すみません。

内藤委員 実際問題として、小学4年生、小学生だったら学童クラブは必要だろうね。4年生なら家にいていいというものでもないでしょうね。

櫻井委員長 ただもう自覚というか、任せられるだろうということなんだと思いますけれど

もね。

何かございませんか。よろしいですか。

では、報告9です。事業別行政コスト計算書です。最終のまとめ概要ですがいかがでしょうか。

内藤委員。

内藤委員 これも質問というよりも意見で恐縮なんですけれども、たまたま幼稚園事業と図書館事業と、2つコスト計算なされているわけですが、幼稚園と図書館と、コストに対する考え方を、まさか同一にお考えになる方はおられないと思いますけれども、幼稚園はやはり民間に比べてコストがかさむ。だからもちろんコストを減らす努力は大いにしなければいけないんだけど、これは幼稚園の機能、役割というのがおのずからあると思うんで、私立があって、一方公立があるということは、それだけの新宿区民の方々の需要に応えるという面を看過できないと思うんですね。

それが、一方図書館事業の方は、これはちょっと厳しい言い方になるかもしれませんが、図書館の機能が区民に対するサービスであって、これが外部委託、その他によって合理化ができるのなら、こちらの方は図書館の機能が維持できるというラインを守れば、コスト減に努力してもいいんじゃないかというふうに、これを聞いていて思ったんですが、いかがでしょうか。

櫻井委員長 いかがでしょうか。次長、お願いします。

次長 今、内藤委員がおっしゃられた、基本的には私もそのとおりだというふうに思います。同じコストでも、例えば幼稚園の話になりますと、以前、落六幼稚園をちょっと臨時的扱いなんですけれども、学級編制の適用外にしたというのも、子どもの送迎で2キロ半とか3キロ近く通園させるわけにはいかないだろうという、やはりそういう判断があったがゆえで、単純にコスト1人あたり幾らかかっているからという、それだけではなかなか言えない部分があるかと思えます。それは私立幼稚園をあわせた検討の中でも、やはり公立幼稚園の持っている意義、そして教育面での配慮とか、そういったことは引き続き加味してまいりたいというふうに思っています。

図書館の方は、おっしゃるように区民が利用するときの機能といいますか、その利便性その他が生かされれば、代替手段があれば、やはりコストにより重きを置いて考えてもよからうかと、私どももそのような視点で今後検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

櫻井委員長 よろしいですか。ほかにはございませんか。

それでは、ほかに御質問がなければ本日の日程で報告10、その他となっておりますが、何かございますか、事務局。

教育政策課長 ございません。

櫻井委員長 中央図書館長、どうぞ。

中央図書館長 中央図書館につきまして、アスベストの除去等工事が2月から入っておりますので、御報告いたします。中央図書館が入っている建物の中の1階部分、西部道路公園事務所、こちらの庁用車の駐車場が主なものでございますが、図書館に関しましては、4階の閉架書庫が該当しております。こちらにつきましては、昭和62年に封じ込めを行っているところでございますけれども、その後、設備等の関係で、封じ込めの後の10カ所ほど小さなボルトを埋めて取った跡がございます。その辺の封じ込めを行うということで、工事期間全体は2月7日から22日でございますが、そのうちの13日の月曜日にここの10カ所の封じ込め補修を行うというものでございます。

これにつきましては、2月1日に工事説明会等を行っているところでございます。

以上、報告をいたします。

櫻井委員長 ありがとうございます。ほかにはございませんね。

それでは、報告事項は以上で終了といたします。

閉 会

櫻井委員長 本日の教育委員会は以上で閉会といたします。

午後 4時20分閉会